

川崎地区雑居ビル対策連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 雑居ビルに係る人命の危害防止に関し、関係機関の所管する業務を遂行するうえで連携を図るため、川崎地区雑居ビル対策連絡協議会（以下「協議会」）を置き、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の連携に係る事項について協議する。

- (1) 関係機関相互の協力について
- (2) 情報交換について
- (3) 川崎市雑居ビル対策連絡協議会との連絡調整について
- (4) 関係機関の合同立入りについて
- (5) その他必要な事項

(組織構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 協議会に座長を置き、座長は川崎消防署予防課長をもって充てる。

3 座長は、会務を総理し協議会を代表する。

(会議)

第4条 会議は、座長が必要に応じて召集する。

2 座長に事故があるときは、危険物・査察係長がその職務を代理する。

3 協議会は、必要があると認めたとき関係する者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、川崎消防署予防課危険物・査察係において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は座長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年2月4日から施行する。

2 対象区域

(1) この要綱の対象区域は、川崎消防署管轄区域とする。

(2) 川崎警察署と川崎消防署の管轄が異なる区域については、臨港地区雑居ビル対策連絡協議会と協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月26日から施行する。